

笛吹市統合書庫機械警備業務委託仕様書

1 件名

笛吹市統合書庫機械警備業務委託

2 概要・目的

本業務は、公文書の一元管理等を目的に、笛吹市役所各建屋（本館、市民窓口館、保健福祉館等）の書庫で管理している公文書を新設する笛吹市統合書庫に移管する。

この書庫警備における盗難の防止、火災等異常事態の早期発見など、財産保護に係る警備業務を委託し、対象施設の保全を図ることを目的とする。

3 業務内容

機械警備を主体とした防犯警備業務、火災監視業務及び対象施設の保全のため必要とする業務とする。

4 履行期間及び警備時間等

(1) 契約期間 契約の翌日から令和14年1月31日まで

(2) 機器設置期間 契約の翌日から笛吹市統合書庫の建物引渡し予定日（令和9年2月1日）の前日まで

(3) 警備期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日までの間（月額単価契約とするが、建物引渡し日が予定より遅れる場合は、協議により開始日を決定する。また、開始日が月の途中となった場合は、当該月は日割り計算で精算することとする。）

(4) 警備時間 防犯警備、警備機器をセットしたときから解除までの間
火災監視24時間

※警備時間は、原則として上記のとおりとするが、詳細については必要に応じて双方協議の上、定めるものとする。

5 警備対象施設

笛吹市統合書庫 笛吹市石和町上平井1030番地 956.25 m²

1階 鉄骨造（ワンフロア） 令和9年2月完成予定

詳しくは、別添平面図のとおりとする。

6 警備機器の設置及び撤去に関する費用負担

警備機器の設置及び撤去に関する費用等の負担については次のとおりとする。

(1) 設置費用 警備機器の設置及びそれに付随する諸経費はすべて受託業者の負担とし、委託料に含むものとする。

なお、契約途中で機器類の移動等、変更の必要が生じた場合の費用負担は、双方協議の上、定めるものとする。

- (2) 撤去費用 契約終了後に警備機器等を撤去する場合、撤去に要する費用はすべて受託業者の負担とし、委託料に含むものとする。

7 業務詳細

(1) 機械警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

- ア 建物外周部のドア、ガラス、シャッター等からの侵入を感知する機能
- イ 火災発生、機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を感知する機能
- ウ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- エ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- オ 統合書庫内外の状況を記録及びモニタリングする機能

(2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(3) 警備計画書等

機械警備業務の実施に当たり、警備業法第19条に基づく警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、市へ提出するものとする。

(4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(5) 服装等

警備業法に基づき届出した制服を着用すること。

(6) 鍵の取り扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

- ア 厳重に保管する。
- イ 複製しない。
- ウ 業務期間終了時に返却する。
- エ 鍵の使用及び貸出は、協議により指定された方法により管理する。

(7) 防犯警備責任時間帯

防犯警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(8) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行

う。施設の外部を点検し、あらかじめ市へ提出し承認を得た警備計画書等に定める立ち入り基準に基づきは、預託された鍵等を用いて内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

ア 現場に応じた緊急措置

- (ア) 火災を確認した場合における、状況に応じた初期消火等の応急措置
- (イ) 現場保存の対応業務
- (ウ) その他、二次災害の防止や被害拡大防止のために必要な応急措置

イ 施設管理担当者への連絡

ウ 基地局への連絡

エ 警察、消防署等への連絡

(9) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第33条第1項第5号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は1つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(10) 警備機械等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

(11) 警備要領

ア 警備担当時間中は、警備受信装置を絶え間なく監視するとともに常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。また、警備員は、異常発生時に25分以内に到着できる体制を確保すること。

イ 警備機械等の開始及び解除は、原則として発注者の責任において行う。

ウ 警備機械等に異常があった場合は、受注者において早急に修理すること。

エ 警備結果について別に協議する期間ごと発注者に提出すること。

(12) 機器作動テスト

契約締結後、発注者及び受注者の協力により、取り付けられた機器等が正常に作動することの確認のためのテストを実施するものとする。

テストは、機器を防犯開始（セット）した状態で外部からの立ち入り等を想定したデモンストレーションを行うものとし、日程や実施方法の詳細は協議して定めるものとする。

8 その他

- (1) 本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。

- (2) 当初予算が成立しなかった場合は、本契約を停止することがある。
- (3) 積算書には、月額単価、及び総額を記載すること。
- (4) 入札書には、積算書の月額税抜の金額を記載すること。
- (5) 消費税及び地方消費税は、支払い時に加算（円未満の端数は切り捨て）する。
- (6) 支払いは、年2回払い（10月、3月）とする。
- (7) 契約締結日から警備期間開始前の準備期間中は、費用の支払いは生じないこと。
- (8) 本仕様書に定めがない事項は、市担当者と協議するものとする。

設置機器等

機器名称	個数	仕様・機能要件
機械警備用メインコントローラー	1個	システムの監視・制御、各センサーや電気錠との通信、基地局への信号送信等を行う主装置。非接触ICカード等による警備開始・解除操作に対応すること。
非接触ICカードリーダー	1個	壁露出設置用で屋外設置も可能とし、登録されたICカード等を読み取って警備の開始・解除及び電気錠の制御ができるもの。
自動火災報知設備連動仕様（結線）	1式	建物内に設置される自動火災報知設備（受信盤）と物理的に結線し、火災発生時の警報信号を24時間体制で機械警備システムへ取り込み、基地局へ自動送信できる構成とすること。
屋外・屋内用ネットワークカメラ	1式	約200万画素以上、固定レンズ、赤外線照明による夜間監視機能（デイナイト機能）を搭載し、屋内、屋外どちらにも設置可能な防犯カメラ。
映像記録用レコーダー一式（モニター含む）	1式	カメラ映像を長期間保存・再生でき、操作マウス及びライブ・記録映像を表示するための液晶モニターを同梱した一式。
センサーライト付屋外カメラ	1式	来訪者や侵入者を感知して撮影を行うセンサーおよびLED照明を内蔵した屋外用カメラ。夜間暗視（デイナイト）機能を備えること。
モーター式電気錠一式	1式	通電により施錠・解錠を行うモーター施解錠タイプの電気錠（本締錠タイプ）。停電時は停電直前の状態を維持できるもの。 出入口の扉に後付け施工を行うこととし、電気は受注者が、施設内に設置されるコンセント等から自前で配

		線すること。
現地威嚇・報知装置	1式	異常発生時に現地において音（ベル、スピーカー等）または光（フラッシュライト等）により、侵入者への威嚇および周囲への異常報知を行うことができる装置。
空間監視用センサー	1式	室内の天井または壁面に設置し、人体の放射する熱線（赤外線）の変化を捉えて侵入を検知する空間センサー。
開閉センサー	1式	窓の開閉を感知するセンサー（空間監視用センサーで補完できる場合は不要）。
シャッターセンサー	1式	シャッターの屋内側に設置し、マグネット等を利用してシャッターの開閉（開放）を検出するセンサー。
通信送信機（アダプター）	1式	通信キャリアの無線送信機器とする。ただし固定電話回線も許可する。
無停電電源装置	1式	予期せぬ停電時に、一定時間システムおよび周辺機器への電力を継続供給し、システムダウンを防ぐ予備電源装置。

設置機器等に関する特記事項

- 1 機器の稼働や配線に必要な資材一式については、本表に記載がない場合であっても、システムの正常な動作に必要なものはすべて受託業者の責任と負担において用意し、設置すること。
- 2 機器の設置にあたっては、建物のレイアウト（別添平面図）を十分に精査し、デッドスペース（死角）が生じないように、各社の責任において最適かつ必要十分なセンサー数・機器数を配置すること。